

鳥取労働局長登録教習機関:登録番号第1号  
登録有効期限満了日;令和12年10月5日

建災防鳥発第3号  
令和8年4月6日

各位

建設業労働災害防止協会鳥取県支部長  
(公印省略)

令和8年度 工作物石綿事前調査者講習の開催について

石綿障害予防規則等の改正により、令和8年1月1日以降着工の工事から、工作物の解体または改修の作業を行うときには、資格者による対象工作物の石綿等使用の有無についての事前調査を行う必要があります。

「工作物石綿事前調査者」とは、工作物石綿事前調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。当支部では、下記のとおり工作物石綿事前調査者講習を開催いたします。

記

1. 開催日時及び場所

日時 令和8年6月11日(木)～12日(金) (2日間講習)  
8時50分受付 9時10分開講

場所 鳥取市西町2-311「鳥取市福祉文化会館 2階会議室」

2. 定員 40名

3. 申込締切 令和8年5月28日(木)

但し、定員になり次第締め切ります。ホームページを確認してください。

4. 対象工作物及び事前調査の資格

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物	①反応槽 ②加熱炉 ③ボイラー及び圧力容器 ④配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く) ⑤焼却施設 ⑥貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) ⑦発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く) ⑧変電設備 ⑨配電設備 ⑩送電設備(ケーブルを含む)	・工作物石綿事前調査者
	⑪ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)	・工作物石綿事前調査者 ・特定・一般建築物石綿含有建材調査者 ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記(①～⑰)以外の工作物  (※)塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

## 5. 講習科目及び時間

1日目	講習科目	時間	講義時間
	オリエンテーション	9:10～9:15	5分間
	科目1 工作物石綿事前調査に関する基礎知識1	9:15～10:15	1時間
	科目2 工作物石綿事前調査に関する基礎知識2	10:25～11:25	1時間
	科目3 石綿使用に係る工作物図面調査	11:35～12:35	1時間
	昼休憩	12:35～13:35	1時間
	科目3 石綿使用に係る工作物図面調査	13:35～16:45	3時間
2日目	講習科目	時間	講義時間
	オリエンテーション	9:00～9:05	5分間
	科目4 現場調査の実際と留意点	9:05～12:15	3時間
	昼休憩	12:15～13:15	1時間
	科目4 現場調査の実際と留意点	13:15～14:15	1時間
	科目5 工作物石綿事前調査報告書の作成	14:20～15:20	1時間
	休憩	15:20～15:30	10分間
	修了考査	15:30～17:00	1.5時間

※講習を遅刻又は早退し時間数不足の場合は、講習を修了したことはありません。

## 6. 受講資格

	受講資格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書(原本)及び実務経験証明A
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。(4)において同じ。)、工作物に関して3年以上の実務の経験を有する者	
(4)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者((3)に該当する者を除く。)	
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して7年以上の実務の経験を有する者	
(6)	工作物に関して11年以上の実務の経験を有する者	
(7)	旧労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	左記に示す技能講習修了証写し及び実務経験証明C
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	職務経歴証明D
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務経験を有する者	

(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	職務経歴証明E
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	職務経歴証明D
(12)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、工作物事前調査に関して5年以上の実務経験を有する者	左記に示す免許証の写し及び実務経歴証明F

※工作物に関する実務経験とは、工作物の解体工事または改修工事の実務に関する経験、または工作物の研究、設計、製作又は据付け等の業務の経験をいいます。

## 7. 受講料他 ※建災防鳥取県支部会員の方にはテキスト代を助成します。

区分	受講料(税込)	テキスト代	合計
会員	35,750 円	—	35,750 円
会員外	35,750 円	5,280 円	41,030 円

※申込締切後のキャンセルは返金いたしません。

## 8. 修了証明書の交付

所定の時間をすべて受講し修了試験の合格者には後日修了証明書を交付いたします。

なお、不合格者には、再受験のための「受講証明書」を発行いたします。不合格の場合は、講習受講年度の翌々年度まで再受験が可能です。

## 申 込 要 領

### 1. 申請書に下記の添付書類を同封してください。

#### ①本人確認の書類の写し

氏名・生年月日が確認できる公的書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード(表面))

#### ②写真(3.0cm×2.4cm) 1枚

裏面に氏名を記載し、申請書に糊付けしてください。

印刷の場合は写真専用用紙に印刷してください。コピー用紙に印刷してあるもの、頭、あごがきれているものは受付できません。

#### ③受講資格を証する書面の写し(上記6.受講資格に記載してある添付書類等を確認してください)

※申込時に修了証等が発行されていること

#### ④受講票は原則として受講生の現住所宛送付いたしますが、事業所に送付希望の場合は宛先明記の返信用封筒を1枚添付して下さい。(切手不要)

#### ⑤旧姓及び通称の併記を希望する場合は申込書に記入し、以下の書類を提出してください。

(修了証には氏名と併せて括弧書きで記載します)

旧姓 戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票又は運転免許証の写し

通称 住民票又はそれに類する証明書

2. 申込書は下記へ郵送してください。

〒680-0022 鳥取市西町2丁目310

建設業労働災害防止協会鳥取県支部

Tel 0857-24-2281 Fax 0857-24-2283

3. 受講料振込先

申請書受付後、請求書を郵送しますので、期日までに指定口座に振り込んで下さい。

山陰合同銀行鳥取県庁支店 普通預金 2111784

建設業労働災害防止協会鳥取県支部

※申込締切後の取消、欠席の場合受講料は返金いたしません。

受講申請書記入上の注意

1. 記入した内容の訂正は二重線で消してください。(修正液・修正テープによる修正は無効です。)

・個人記入欄の訂正 → 二重線のみで訂正印不要

・受講資格の要件である実務経験の訂正 → 実務経験証明に使用した代表者印

2. 実務経験証明欄について

事業主本人・個人が受講する場合、第三者(元請・関係請負人等)の証明を受けてください。

3. 申込日を必ず記入してください。

4. 経験年数は満18歳未満の経験は無効です。誕生月の翌月から記入してください。

経験の終期は申込月の前月までとしてください。



**実務経験証明欄 A：受講資格(2)(3)(4)(5)の実務経験証明欄**

受講資格に必要な学歴	科卒業
(卒業証書の写し又は、卒業証明書のいずれかを必ず添付すること。)	
工作物に関する実務経験年月	
年 月 ～ 年 月 ( 年 月)	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
事業所名	
代表者役職・氏名	印
所在地	

**実務経験証明欄 B：受講資格(6)の実務経験証明欄**

工作物に関して 11 年以上の実務経験	
年 月 ～ 年 月 ( 年 月)	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
事業所名	
代表者役職・氏名	印
所在地	

**実務経験証明欄 C：受講資格(7)の実務経験証明欄**

工作物石綿事前調査に関して 5 年以上の実務経験	
年 月 ～ 年 月 ( 年 月)	
旧労働安全衛生法別表第 18 第 22 号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して 5 年以上の実務の経験を有する者 修了証の写しを必ず添付すること。	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
事業所名	
代表者役職・氏名	印
所在地	

**職務経歴証明欄 D：受講資格(8)(9)(11)の職務経歴証明欄**

建築行政又は、環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)又は、労働基準監督官のいずれかにおいて 2 年以上の職務経歴年月	
年 月 ～ 年 月 ( 年 月)	
受講資格において定められた、上記の職務経歴年月に相違ないことを証明します。	
行政機関名	
代表者役職・氏名	印
所在地	

**職務経歴証明欄 E：受講資格(10)の職務経歴証明欄**

受講資格において定められた、労働安全衛生法第 93 条第 1 項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であったことを証明します。	
行政機関名	
代表者役職・氏名	印
所在地	

**実務経験証明欄 F：受講資格(12)の実務経験証明欄**

第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、工作物石綿事前調査に関して 5 年以上の実務経験	
年 月 ～ 年 月 ( 年 月)	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
事業所名	
代表者役・氏名	印
所在地	

**添付書類** ※下記書類を貼付してください

○受講資格（1）の添付書類

受講資格及び受講科目が一部免除できる資格を証明する書類【**石綿作業主任者技能講習修了証**】

○受講資格（2）～（5）の添付書類

受講資格に必要な学歴を証明する書類【**卒業証書の写し又は卒業証明書**】

○受講資格（7）の添付書類

**改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる【特定化学物質等作業主任者技能講習修了証】**

○受講資格（12）の添付書類

資格を証明する書類【**第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士免許証**】